

3. 【行政不作為の不服申し立て】

(*行政不作為: 法令上の定義は、諸々申請後相当期間が経過したにもかかわらず行政府からの応答がないなど「握りつぶし」が続いている状態をいう)

2. の行政指導中止の求め、の回答の後、

【存在事実や証拠根拠に基づかない行政指導】によって齎され及ぼした、私人や公衆の経済的な損害被害を最大限、原状復帰復旧を善後策する義務が行政府にはあり、これらを不作為(消極的行為や握りつぶし)したと当方が現認した時点を以って、以下の法令を根拠に、

法令番号 平成 26 年法律第 68 号

【行政不服審査法】

平成 26 年 6 月 13 日公布

平成 28 年 4 月 1 日施行

第 7 条の規定【不作為の不服申し立て】により、

内閣府の不作為の告発を行い、内閣府に審査請求をする。

4. 【行政差し止め訴訟】

3. の審査請求により得た審査報告の証拠により、内閣府に、【してはならないことを裁判所から命ずる】ことを求め、新型コロナウイルス感染症に係る不作為の行政遂行を差し止める訴訟を

以下の法令を根拠に、おこす。

法令番号 昭和 37 年法律第 139 号

改正 平成 16 年 6 月 9 日法律第 84 号

【行政事件訴訟法】

3 条 1 項の規定【公権力の行使に関する不服の訴訟】による。

5. 【東京高等検察庁 特別刑事部への特別告訴】

4. の行政差し止め訴訟と同時に、刑事として、公務員が全体の奉仕者として行う公務の信頼を著しく損ね、市民に多大なる不安と倒産廃業の経済不安、人生を悲観した特に若い女性に大量の自殺者を生じさせた罪は重大。よって刑法第 193 条公務員職権濫用罪の疑いで、令和 3 年 3 月 29 日付 東京高等検察庁 特別刑事部に特別告訴を行い、以降、捜査と審判は司法に委ねる。

また、検察の同 247 条 (起訴独占主義) を根拠に不起訴処分とした場合でも、申立人の私がこれを